

薬の取扱について

投薬は、医療行為に当たるため、当園では原則として行いません。ただし、どうしても必要な場合は、保護者にかわり看護師又は保育士が薬の服用をさせたり、外用薬を塗布することができます。

安全に投薬できるように、以下の点に気を付けて「投薬依頼書」の提出をお願いいたします。

<薬を預ける時の注意事項>

- 1、お預かりする薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したものに限りま。
- 2、症状を確認したうえで薬を与える必要がある場合は、その都度、保護者に連絡することになります。
- 3、持参する薬には、「投薬依頼書」を添付してください。また、「薬剤情報書」がある場合は、それも添付してください。ない場合は、薬品名を教えてください。
- 4、お預かりする薬は1回分ずつに分けて、当日分のみを保育士に手渡してください。
- 5、薬の容器や袋に、必ずお子様の名前を明記してください。
- 6、投薬依頼書は、その日ごとに提出してください。

社会福祉法人誠和 宛

令和 年 月 日

投薬依頼書

医師の診断の結果、薬の投薬が必要となりました。

以下の通り、私の代わりに投薬を依頼します。

依頼者	保護者名		連絡先	
園児名			体温	
病院名				
主治医				
薬	①依頼する薬は、令和 年 月 日に処方			
	②薬の型 (粉薬 種類)、(シロップ 種類)、(錠剤 種類) (目薬 種類)、(その他)			
	③投薬時間 (食前・食後・その他)			
	④外用薬などの使用方法 ()			
	⑤その他、伝えたいことなど ()			

(保育所記載用)

受領者			
投薬時間	時 分	投薬者	